

職 発 0825 第 1 号
令和 7 年 8 月 25 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

令和 8 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和 60 年法律第 88 号。以下「法」という。)により、派遣元事業主は、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣先に雇用される通常の労働者との間の均等・均衡待遇(法第 30 条の 3 の規定に基づき、派遣先に雇用される通常の労働者との間で不合理な待遇の禁止等に係る措置を講ずることをいう。以下同じ。)の確保又は法定の要件を満たす労使協定(法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づいた、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をいう。以下同じ。)による待遇の確保(以下「労使協定方式」という。)のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇を確保しなければならないこととされている。

労使協定方式においては、派遣労働者の賃金の決定の方法を労使協定により定めることとされ、当該方法については、「派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金(以下「一般賃金」という。)の額として厚生労働省令で定めるものと同等以上の賃金の額となるものであること」等の要件を満たすことが必要とされている。

令和 8 年度の一般賃金等の取扱いについては、下記のとおりであるので、遺漏なきを期されたい。

記

の単位として人事、経理、指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること、一定期間継続し、施設としての持続性を有すること等の観点から実態に即して判断することとなり、常に雇用保険の適用事業所と同一であるわけではない。また、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」については、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所とは限らず、上記の独立性や持続性を踏まえた判断に応ずるものであり、例えば、派遣先の事業所が東京都にあるが、協定対象派遣労働者が実際に就業する場所が埼玉県である場合において、埼玉県の就業場所が上記の判断の結果、独立性や持続性を有していない場合については、「派遣先の事業所その他派遣就業の場所」は東京都である。

なお、一般賃金の範囲については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

(2) 協定対象派遣労働者の賃金

法第30条の4第1項第2号の協定対象派遣労働者の賃金の範囲についても、一般賃金と同様、労働基準法の賃金に含まれるかどうかにより判断し、基本給のみならず諸手当も含まれるが、時間外、休日及び深夜の労働に係る手当等は含まれないこと。

(3) 同等以上

「同等以上」とは、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額が、一般賃金の額と同額以上であることをいう。

また、「基本給・賞与・手当等」（賃金から通勤手当及び退職金を除いたものをいう。以下同じ。）等の比較に当たっては、比較を簡便にする観点から、時給換算した額を比較することとする。

4 法第30条の4第1項第2号ロの要件

通勤手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当その他名称の如何を問わず支払われる賃金（職務の内容に密接に関連して支払われるものを除く。）を除く賃金については、派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力又は経験その他の就業の実態に関する事項の向上があった場合に改善されるものでなければならない。

なお、これらの事項のうちどの事項を勘案するか、その事項をどのように勘案するかは、基本的に労使に委ねられるものである。

5 適用日等

本通知は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間について、適用することとする。

なお、本通知で定める一般賃金の額について、適用日より前に適用することを妨げるものではない。ただし、本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用することにより、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げ場合は、労働条件の不利益変更となり得るものであることに留意すること。

また、協定対象派遣労働者の賃金を引き下げを目的に、一部の職種のみ本通知で定める一般賃金の額を適用日より前に適用する場合等は、法の趣旨に反するものであり認められない。

この他、本通知で示す一般賃金等の取扱いについては、直近の統計調査等の結果等を踏まえ、毎年度更新する。

第2 一般賃金の取扱い

一般賃金の取扱いについては、「基本給・賞与・手当等」、「通勤手当」、「退職金」ごとに、以下の1から3までのとおりとする。

1 基本給・賞与・手当等

(1) 一般賃金のうち基本給・賞与・手当等（以下「一般基本給・賞与等」という。）の考え方

一般賃金については、同種の業務、同程度の能力及び経験並びに同一の派遣就業場所における無期雇用かつフルタイムの労働者の賃金であるため、これらに対応するよう、一般基本給・賞与等は以下の方法により算出することとする。

方法：職種別の基準値 (①) × 能力・経験調整指数 (②) × 地域指数 (③)

① 職種別の基準値

職種別の基準値については、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した賃金、又は職業安定業務統計の特別集計による求人賃金（月額）の下限額の平均を基に一定の計算方法により賞与込みの時給に換算した額とする。

② 能力・経験調整指数

「能力・経験調整指数」とは、能力及び経験の代理指標として、賃金構造基本統計調査の特別集計により算出した勤続年数別の所定内給与（産業計）に賞与を加味した額により算出した指数である。具体的には、「勤続0年」を100として算出したものであり、以下の表のとおりとなる。

0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
100.0	113.8	121.8	124.8	133.6	142.7	177.4

用の実費に満たない協定対象派遣労働者がおり、当該上限額を協定対象派遣労働者の平均的な所定内労働時間1時間あたりに換算した額が「79円」未満である場合には、当該額が「79円」以上となるようにすること。

- (2) 一般の労働者の通勤手当に相当する額と「同等以上」を確保する場合
一般の労働者の1時間あたりの通勤手当に相当する額を一般通勤手当とし、当該額を「79円」とする。

※「79円」は、「平成25年企業の諸手当等の人事処遇制度に関する調査（独立行政法人労働政策研究・研修機構）」の通勤手当の平均額を「平成25年賃金構造基本統計調査」の所定内給与及び特別給与の合計額を除いて得た「給与に占める通勤手当の割合」に「令和6年賃金構造基本統計調査」の所定内給与及び特別給与の合計額を乗じて得た額に制度導入割合を乗じて得た額を時給換算した額である。

3 退職金

一般賃金のうち退職金（以下「一般退職金」という。）については、以下の（1）、（2）又は（3）から労使で選択するものとする。なお、一つの労使協定において、労働者の区分ごとに（1）から（3）までを選択することも可能である。

（1）退職手当制度で比較する場合

協定対象派遣労働者と一般の労働者の退職手当制度を比較する場合、一般退職金は、退職手当制度がある企業の割合、退職手当の受給に必要な所要年数、退職手当の支給月数及び退職手当の支給金額を示した別添4により一般の労働者の退職手当制度として設定したものとする。

- (2) 一般の労働者の退職金に相当する額と「同等以上」を確保する場合
一般の労働者の現金給与額に占める退職給付等の費用の割合（以下この（2）及び（3）において「退職給付等の費用の割合」という。）を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

（3）中小企業退職金共済制度等に参加する場合

退職給付等の費用の割合を一般基本給・賞与等に乗じた額を一般退職金とし、当該割合を「5%」とする。当該一般退職金を算出した結果、1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げることとする。

※「5%」とは、「令和3年就労条件総合調査」の「退職給付等の費用」の「現金給与額」（令和3年賃金構造基本統計調査により超過勤務手当分を除いた額）に占める割合である。

賃金構造基本統計調査による職種別平均賃金（時給換算）

別添1

(円)

	基準値 (0年)	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値 (0年) 最大値	参考値 (0年)
		1年	2年	3年	5年	10年	20年		
産業計	1,442	1,641	1,756	1,800	1,927	2,058	2,558	-	1,727
1031 管理的職業従事者	3,558	4,049	4,334	4,440	4,753	5,077	6,312	-	4,145
1051 研究者	1,795	2,043	2,186	2,240	2,398	2,561	3,184	-	2,130
1072 電気・電子・電気通信技術者 (通信ネットワーク技術者を除く)	1,669	1,899	2,033	2,083	2,230	2,382	2,961	-	1,986
1073 機械技術者	1,534	1,746	1,868	1,914	2,049	2,189	2,721	-	1,832
1074 輸送用機器技術者	1,455	1,656	1,772	1,816	1,944	2,076	2,581	-	1,742
1076 金属技術者	1,320	1,502	1,608	1,647	1,764	1,884	2,342	1,363	1,588
1077 化学技術者	1,453	1,654	1,770	1,813	1,941	2,073	2,578	-	1,740
1091 建築技術者	1,574	1,791	1,917	1,964	2,103	2,246	2,792	-	1,878
1092 土木技術者	1,523	1,733	1,855	1,901	2,035	2,173	2,702	-	1,820
1093 測量技術者	1,263	1,437	1,538	1,576	1,687	1,802	2,241	1,418	1,522
1101 システムコンサルタント・設計者	2,167	2,466	2,639	2,704	2,895	3,092	3,844	-	2,556
1104 ソフトウェア作成者	1,670	1,900	2,034	2,084	2,231	2,383	2,963	-	1,988
1109 その他の情報処理・通信技術者	1,759	2,002	2,142	2,195	2,350	2,510	3,120	-	2,089
1119 他に分類されない技術者	1,415	1,610	1,723	1,766	1,890	2,019	2,510	-	1,696
1121 医師	4,223	4,806	5,144	5,270	5,642	6,026	7,492	4,453	4,905
1122 歯科医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1123 獣医師	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1124 薬剤師	1,900	2,162	2,314	2,371	2,538	2,711	3,371	-	2,250
1131 保健師	1,561	1,776	1,901	1,948	2,085	2,228	2,769	-	1,863
1132 助産師	1,557	1,772	1,896	1,943	2,080	2,222	2,762	-	1,858
1133 看護師	1,487	1,692	1,811	1,856	1,987	2,122	2,638	-	1,778
1134 准看護師	1,222	1,391	1,488	1,525	1,633	1,744	2,168	1,236	1,475
1141 診療放射線技師	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1143 臨床検査技師	1,340	1,525	1,632	1,672	1,790	1,912	2,377	-	1,610
1144 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士	1,351	1,537	1,646	1,686	1,805	1,928	2,397	-	1,623
1146 歯科衛生士	1,397	1,590	1,702	1,743	1,866	1,994	2,478	-	1,676
1147 歯科技工士	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1151 栄養士	1,154	1,313	1,406	1,440	1,542	1,647	2,047	-	1,398
1159 その他の保健医療従事者	1,215	1,383	1,480	1,516	1,623	1,734	2,155	1,306	1,468
1163 保育士	1,229	1,399	1,497	1,534	1,642	1,754	2,180	-	1,484
1168 介護支援専門員（ケアマネージャー）	1,410	1,605	1,717	1,760	1,884	2,012	2,501	-	1,690
1169 その他の社会福祉専門職業従事者	1,290	1,468	1,571	1,610	1,723	1,841	2,288	-	1,553
1173 法務従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1181 公認会計士、税理士	2,106	2,397	2,565	2,628	2,814	3,005	3,736	-	2,486
1189 その他の経営・金融・保険専門職業従事者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1191 幼稚園教員、保育教諭	1,164	1,325	1,418	1,453	1,555	1,661	2,065	-	1,409
1192 小・中学校教員	2,111	2,402	2,571	2,635	2,820	3,012	3,745	-	2,492
1194 高等学校教員	1,670	1,900	2,034	2,084	2,231	2,383	2,963	-	1,987
1196 大学教授（高専含む）	3,633	4,134	4,425	4,534	4,854	5,184	6,445	-	4,231
1197 大学准教授（高専含む）	2,944	3,350	3,586	3,674	3,933	4,201	5,223	3,076	3,444
1198 大学講師・助教（高専含む）	2,337	2,660	2,846	2,917	3,122	3,335	4,146	-	2,750
1199 その他の教員	1,449	1,649	1,765	1,808	1,936	2,068	2,571	1,464	1,735
1201 宗教家	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1211 著述家、記者、編集者	1,759	2,002	2,142	2,195	2,350	2,510	3,120	-	2,089

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）

別添2

(円)

	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						基準値	参考値
	(0年)	1年	2年	3年	5年	10年	20年	(0年) 最大値	(0年)
職業計	1,289	1,467	1,570	1,609	1,722	1,839	2,287	-	1,502
01管理職	1,611	1,833	1,962	2,011	2,152	2,299	2,858	-	1,860
001法人・団体役員	1,902	2,164	2,317	2,374	2,541	2,714	3,374	-	2,604
00101会社役員	2,057	2,341	2,505	2,567	2,748	2,935	3,649	2,265	3,057
00199その他の法人・団体役員	1,605	1,826	1,955	2,003	2,144	2,290	2,847	1,812	1,732
002法人・団体管理職員	1,670	1,900	2,034	2,084	2,231	2,383	2,963	-	1,928
00201会社管理職員	1,684	1,916	2,051	2,102	2,250	2,403	2,987	-	1,949
00299その他の法人・団体管理職員	1,554	1,768	1,893	1,939	2,076	2,218	2,757	1,563	1,748
003その他の管理職	1,445	1,644	1,760	1,803	1,931	2,062	2,563	-	1,662
00301管理的公務員	1,334	1,518	1,625	1,665	1,782	1,904	2,367	-	1,529
00399他に分類されない管理的職業	1,447	1,647	1,762	1,806	1,933	2,065	2,567	-	1,665
02研究・技術職	1,466	1,668	1,786	1,830	1,959	2,092	2,601	-	1,917
004研究者	1,357	1,544	1,653	1,694	1,813	1,936	2,407	-	1,626
00401自然科学系研究者	1,357	1,544	1,653	1,694	1,813	1,936	2,407	-	1,627
00402人文・社会科学系等研究者	-	-	-	-	-	-	-	-	-
005農林水産技術者	1,152	1,311	1,403	1,438	1,539	1,644	2,044	-	1,348
00501農林水産技術者	1,152	1,311	1,403	1,438	1,539	1,644	2,044	-	1,348
006開発技術者	1,368	1,557	1,666	1,707	1,828	1,952	2,427	-	1,765
00601食品開発技術者	1,256	1,429	1,530	1,567	1,678	1,792	2,228	-	1,471
00602電気・電子・電気通信開発技術者 (通信ネットワークを除く)	1,400	1,593	1,705	1,747	1,870	1,998	2,484	-	1,820
00603機械開発技術者	1,350	1,536	1,644	1,685	1,804	1,926	2,395	-	1,745
00604自動車開発技術者	1,364	1,552	1,661	1,702	1,822	1,946	2,420	-	1,784
00605輸送用機器開発技術者(自動車を除く)	1,184	1,347	1,442	1,478	1,582	1,690	2,100	1,192	1,501
00606金属製錬・材料開発技術者	1,301	1,481	1,585	1,624	1,738	1,857	2,308	-	1,589
00607化学製品開発技術者	1,355	1,542	1,650	1,691	1,810	1,934	2,404	-	1,637
00699その他の開発技術者	1,339	1,524	1,631	1,671	1,789	1,911	2,375	-	1,636
007製造技術者	1,335	1,519	1,626	1,666	1,784	1,905	2,368	-	1,682
00701食品製造技術者	1,229	1,399	1,497	1,534	1,642	1,754	2,180	-	1,409
00702電気・電子・電気通信製造技術者 (通信ネットワーク・電気工事技術者を除く)	1,336	1,520	1,627	1,667	1,785	1,906	2,370	-	1,653
00703電気工事技術者	1,426	1,623	1,737	1,780	1,905	2,035	2,530	-	1,865
00704機械製造技術者	1,279	1,456	1,558	1,596	1,709	1,825	2,269	-	1,623
00705自動車製造技術者	1,267	1,442	1,543	1,581	1,693	1,808	2,248	-	1,577
00706輸送用機器製造技術者(自動車を除く)	1,215	1,383	1,480	1,516	1,623	1,734	2,155	-	1,492
00707金属製錬・材料製造技術者	1,238	1,409	1,508	1,545	1,654	1,767	2,196	-	1,501
00708化学製品製造技術者	1,264	1,438	1,540	1,577	1,689	1,804	2,242	-	1,513
00799その他の製造技術者	1,238	1,409	1,508	1,545	1,654	1,767	2,196	-	1,479
008建築・土木・測量技術者	1,528	1,739	1,861	1,907	2,041	2,180	2,711	-	1,974
00801建築設計技術者	1,472	1,675	1,793	1,837	1,967	2,101	2,611	-	1,941
00802建築施工管理技術者	1,503	1,710	1,831	1,876	2,008	2,145	2,666	-	1,959
00803建築技術者(設計・施工管理を除く)	1,399	1,592	1,704	1,746	1,869	1,996	2,482	-	1,808
00804土木設計技術者	1,542	1,755	1,878	1,924	2,060	2,200	2,736	-	2,044
00805土木施工管理技術者	1,621	1,845	1,974	2,023	2,166	2,313	2,876	-	2,044
00806土木技術者(設計・施工管理を除く)	1,587	1,806	1,933	1,981	2,120	2,265	2,815	-	1,997
00807測量技術者	1,288	1,466	1,569	1,607	1,721	1,838	2,285	-	1,665
009情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発)	1,470	1,673	1,790	1,835	1,964	2,098	2,608	-	2,004
00901ソフトウェア開発技術者(WEB・オープン系)	1,496	1,702	1,822	1,867	1,999	2,135	2,654	-	2,062
00902ソフトウェア開発技術者(組込・制御系)	1,484	1,689	1,808	1,852	1,983	2,118	2,633	-	2,016
00903プログラマー	1,412	1,607	1,720	1,762	1,886	2,015	2,505	-	1,926
00999その他の情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発)	1,471	1,674	1,792	1,836	1,965	2,099	2,610	1,483	1,917

職業安定業務統計による地域指数

	ハローワーク別地域指数 (※)
全国計	100.0
北海道	94.8
0101 札幌計	99.7
0102 函館計	92.3
0103 旭川計	90.0
0104 帯広計	94.4
0105 北見計	90.4
0106 紋別計	89.8
0107 小樽計	89.1
0108 滝川計	90.0
0109 釧路計	90.7
0110 室蘭計	92.9
0111 岩見沢計	93.0
0112 稚内計	91.4
0113 岩内計	96.8
0114 留萌計	91.0
0115 名寄計	91.9
0116 浦河計	93.3
0118 網走計	90.1
0119 苫小牧計	94.1
0120 根室計	90.8
0123 札幌東計	95.5
0124 札幌北計	97.2
0125 千歳計	94.3
青森	85.4
0201 青森計	85.9
0202 八戸計	85.9
0203 弘前計	83.9
0204 むつ計	86.9
0205 野辺地計	86.9
0206 五所川原計	80.4
0208 三沢計	87.2
0209 黒石計	81.7

1. 退職手当制度がある企業の割合

- 74.9% (令和5年就労条件総合調査(厚生労働省))
 91.1% 【退職一時金制度】(令和5年賃金事情等総合調査(中央労働委員会))
 95.5% 【退職年金制度】(令和5年賃金事情等総合調査(中央労働委員会))
 92.3% (令和3年民間企業退職給付調査(人事院))
 64.2% (令和6年中小企業の賃金・退職金事情(東京都))

2. 退職手当の受給に必要な所要年数

退職一時金の受給に必要な最低勤続年数階級別企業数割合(調査産業計) (%)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
会社都合	12.4	18.3	8.0	45.9	2.5	9.9
自己都合	4.5	12.7	9.3	57.0	2.8	12.0

令和5年就労条件総合調査(厚生労働省)

退職一時金受給資格付与に要する最低勤続年数(調査産業計) (%)

	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上
会社都合	55.1	29.7	5.1	8.7
自己都合	4.3	28.3	15.2	49.3

令和5年賃金事情等総合調査(中央労働委員会)

退職一時金受給のための最低勤続年数(調査産業計) (%)

	1年未満	1年	2年	3年	4年	5年以上	無記入
会社都合	8.4	19.7	8.1	34.4	2.3	8.4	18.7
自己都合	0.3	14.2	11.6	47.3	3.3	11.4	11.9

令和6年中小企業の賃金・退職金事情(東京都)

3. 退職手当の支給月数

勤続20年以上かつ45歳以上の定年退職者

(月)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	36.0	38.6	34.3	35.7
20～24年	19.6	15.5	14.3	14.4
25～29年	31.5	17.4	20.4	19.1
30～34年	34.5	27.3	25.3	23.0
35年以上	38.9	42.3	39.8	44.2

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の会社都合退職者

(月)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	27.9	33.8	25.0	-
20～24年	27.4	21.0	-	-
25～29年	27.7	38.6	22.2	-
30～34年	28.0	42.4	20.9	-
35年以上	28.0	31.0	32.1	-

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の自己都合退職者

(月)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	30.3	33.3	29.5	22.6
20～24年	15.9	11.4	10.8	20.8
25～29年	23.2	23.8	20.5	11.6
30～34年	39.4	25.7	31.6	31.6
35年以上	43.0	47.3	46.8	17.9

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）

勤続20年以上かつ45歳以上の早期優遇退職者

(月)

	大学・大学院卒 管理・事務・技術職	高校卒 管理・事務・技術職	高校卒 現業職	中学卒 現業職
計	39.9	58.0	60.7	-
20～24年	41.5	-	23.0	-
25～29年	38.0	33.8	51.2	-
30～34年	44.0	54.9	61.4	-
35年以上	30.3	62.5	62.6	-

令和5年就労条件総合調査（厚生労働省）